

第1回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例の制定

◆三鷹市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、情報通信の技術を利用して行うことができるよう共通する事項を定めるものとする。

◆三鷹市における長期継続契約を締結することができるものに関する条例
地方自治法の一部改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約について定めるものです。

条例の改正

◆三鷹市における人に関する「障害」の表記を「障がい」に改めるための関係条例の整理に関する条例
三鷹市の条例において、人に関する「障害」の表記をひらがなを使った「障がい」に改めるものです。

◆三鷹市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
議会の会派管外視察旅費を政務調査費に統合することに伴い、政務調査費の交付月額を2万円から2万7千円に引き上げるものとする。

◆三鷹市非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
非常勤の特別職職員に生活保護関係労務支援相談員を加え、その報酬を定めるとともに、社会教育委員等の報酬を月額支給から日額支給に改めるものです。

◆三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
住民基本台帳の写しの閲覧に係る手数料を引き上げるものです。また、建築基準法の一部改正による、既存不適格建築物の段階改修に係る全体計画認定制度の創設に伴い、認定申請手数料を新設するものです。

◆三鷹市コミュニティ・センター条例の一部を改正する条例
井の頭コミュニティ・センター1分館を廃止するとともに、同コミュニティ・センターの施設内容を改めるものです。

◆三鷹市地区公会堂条例の一部を改正する条例
井の頭地区公会堂を設置するものです。

◆三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
職員の給料の昇給停止年齢を、現行の58歳から55歳に段階的に引き下げるものとする。

◆三鷹市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
職員の退職手当の引下げ等を行うものです。

当初予算

◆平成17年度三鷹市一般会計予算
◆平成17年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
◆平成17年度三鷹市下水道事業特別会計予算
◆平成17年度三鷹市再開発事業特別会計予算
◆平成17年度三鷹市老人医療特別会計予算
◆平成17年度三鷹市老人保健施設事業特別会計予算
◆平成17年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
◆平成17年度三鷹市受託水道事業特別会計予算



平成17年度予算書と施政方針

補正予算

◆平成16年度三鷹市一般会計補正予算(第3号)
歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億840万円を追加し、総額を63億2千83万7千円とする。また、債務

負担行為の補正を行うものとする。

◆平成16年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1千242万2千円を追加し、総額を28億4千900万5千円とするものとする。

◆平成16年度三鷹市再開発事業特別会計補正予算(第2号)
歳入予算及び繰越明許費の補正を行うものです。

◆平成16年度三鷹市老人医療特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億8千499万1千円を追加し、総額を24億7千379万9千円とするものとする。

◆三鷹駅前協同ビル保留床の買入れについて
三鷹駅前協同ビル第2期事業の推進と駅前商業の活性化を図るため、売却・賃貸用物件として3区画の保留床を買入れ入れるものとする。

◆東京法務局武蔵野出張所の廃止に反対する意見書
本年1月、東京法務局市民行政部長から、三鷹市長に、武蔵野出張所の廃止・統合の説明があった。理由として、統合庁までの所要時間おおよそ30分、年間の申請件数平均1万5千件未満という基準が示された。しかし、統合庁として想定される府中支局に公共交通機関を使って30分で到達することは不可能である。また、武蔵野出張所の年間申請件数も基準の2倍を超える。廃止は当局の基準に反

その他

◆建物明渡等請求控訴事件に関する和解について
東京高等裁判所において係争中の建物明渡等請求控訴事件について、裁判所から示された和解条項により合意することとしたものとする。

◆ニューハートの処理に関する協定について
茨城県鹿島郡神栖町奥野谷の土地に残置されたニューハートの処理に関して、関係する8団体が協力して撤去処理を行う協定を結ぶこととしたものです。

◆損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について
公用車のドアと、自転車との接触事故による損害賠償の額(168万3千200円)を決定するものです。

議員提出議案

意見書(要旨)

◆東京法務局武蔵野出張所の廃止に反対する意見書
本年1月、東京法務局市民行政部長から、三鷹市長に、武蔵野出張所の廃止・統合の説明があった。理由として、統合庁までの所要時間おおよそ30分、年間の申請件数平均1万5千件未満という基準が示された。しかし、統合庁として想定される府中支局に公共交通機関を使って30分で到達することは不可能である。また、武蔵野出張所の年間申請件数も基準の2倍を超える。廃止は当局の基準に反

するとと思われるだけでなく、市民サービスの大幅な低下を来すものと考えられる。国の行政改革の必要性は十分理解するが、行政サービスの水準を確保するための合理的な基準を設定されている以上、その基準にのり計画を進めることが必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、統廃合計画を市民サービスの低下を防ぐ観点から撤回することを強く求める。

◆発達障がい児者に対する支援促進を求める意見書
自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、アスペルガー症候群など発達障がいへの対応が緊急課題になっている。発達障がい者支援法が、4月から施行され、この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障がいの早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう示されている。

よって、本市議会は、政府に対し、次の項目を早急に実施するよう要望する。
1 各市区町村が支援体制を整備すること。また、発達障がい児が障がいのない児童・生徒とともに育ち学ぶことを基本としつつ、発達障がい児及びその保護者の意思とニーズを最大限尊重すること。

2 発達障がいの早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度を確立すること。
3 保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業における発達障がい児の受け入れ

と、指導員の養成・配置をすること。
4 発達障がい者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置すること。
5 専門医の養成並びに人材の確保を図ること。
6 発達障がい児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

◆障害者自立支援法案の制定に対する意見書
政府は2月、「障害者自立支援法案」を国会に提出した。障がい種別ごとに分けられている福祉施策を一元化するとともに、利用者原則1割の自己負担を求めることが主な内容である。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「障害者自立支援法」の法案審議に当たり、次のことを求める。

1 扶養義務制度を見直し、「応益負担(定率負担)」にこたえ得る所得保障の充実を図ること。
2 「施設体系の再編」並びに小規模作業所の事業参入に当たっては、重度障がい者施設並びに障がい者雇用制度の抜本的拡充を図るとともに、国の財政責任を明確にすること。
3 法案審議に当たっては、特に障がいのある人とその家族等の実態把握に努め、意見や要望を尊重し、反映させること。
4 「超過負担」を明らかにした上で、市区町村との協議の場を設置し、十分な意見交換を行うこと。

◆乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象を小・中学生までに拡大することを求める意見書

各自治体の「次世代育成支援行動計画」作成のためのニーズ調査では、行政の子育て支援への要望で最も多いのは「子育て費用の助成」。「経済支援」だった。

23区では、今年1月から全自治体で就学前の乳幼児の医療費助成制度の所得制限がなくなり、中には、中学三年生や小学六年生までの医療費の完全無料化を実施する自治体も生まれ始めている。本市では新年度予算で3歳までの子どもについて所得が1千万円まで無料となるが、武蔵野市や調布市でも就学前まで対象が拡大され、所得制限が撤廃される。同じ都民でありながら、住むところが違うために医療費負担が違うのは矛盾である。この矛盾解決には、広域自治体としての

東京が役割を果たす必要がある。都の制度は、対象が就学前までであるが、すべての年齢児に所得制限がかかっている。

よって、本市議会は、都に対し、乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、対象を小・中学生までに拡大することを求める。

選挙管理委員会を選出

3月29日の本会議で、「選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行い、次の各氏を選出しました。

- 選挙管理委員会委員
板橋安男氏 中陣敏夫氏
阿部悦也氏 川上喜四郎氏
選挙管理委員会補充員
村越義正氏 児玉裕昭氏
後藤國彦氏 藤沢時雄氏